

アパマンオーナーのための『不動産税務通信』R6.5月号

賃貸アパートの管理業務を妻に任せているのですが、妻への給料は必要経費に出来るでしょうか？

一定の届出書を出せば家族への給料は経費にできます。

家族への給料の取扱い

原則

支給する家族が…

生計別なら経費として**認める**

生計一なら経費として**認めない**

事業専従者

事業専従者として認められる家族であれば**生計一でも経費として認める**

事業専従者 下記の要件をすべて満たす者 (注)賃貸業が**事業的規模(5棟10室基準)**であることが前提条件

- 1 事業者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
- 2 その年の12月31日現在で年齢が**15歳以上**であること
- 3 その年を通じて6か月を超える期間、その事業者の営む**事業に専ら従事**していること

事業専従者に対する給与は下記のうち**いずれか低い金額**が経費として認められる

- イ 事業者の配偶者であれば86万円、配偶者でなければ専従者一人につき50万円
 - ロ $(\text{事業収入} - \text{事業経費} \times) \div (\text{事業専従者の人数} + 1)$
- ※事業専従者への給与額以外の経費の合計



青色事業専従者 上記の事業専従者の要件に加えて更に下記の要件をすべて満たす者

- 1 事業者が**青色申告の承認**を受けていること
- 2 青色事業専従者給与に関する**届出書**が提出されていること
- 3 2の届出書に記載された支払方法及び記載された金額の範囲内で支払われていること

青色事業専従者の注意点

- ・青色事業専従者は**配偶者控除**や**扶養控除**の対象に出来ない
- ・他に**仕事**をしている場合や**学生**などは事業専従者になれない
(夜間学生など事業専従に支障がないと認められるときは可能)
- ・**不当に高い金額**は支給できない
(アパート1棟を管理するだけで月給100万円等は否認される可能性が高い)



不動産収入が多額なときは親族に物件の管理などを手伝ってもらい対価として給料を支給すると所得を分散できるので節税対策に使えます。しかし、生計一の家族である場合は、支給される者に要件があり、更に青色の場合は届出が必要です。また、事業専従者になることで扶養控除から外れる等のデメリットもあるので、適用は慎重に検討しましょう。

税理士紹介ページ
弊所に所属する
税理士一覧です。



電話・面接相談



新宿相談所 (新宿三井ビル33階)

横浜相談所 (横浜スカイビル20階)

東京日本橋相談所 (ビジネスエアポート日本橋内)

TEL : 03-3344-3301
Mail : ask@tokyocity.co.jp
ご利用時間09:30~17:30

編集担当：石井 貴尚